

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

平成29年度税制改正で、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われ、配偶者特別控除について、所得控除額33万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げることとされました。また、合計所得金額900万円超の納税義務者に係る配偶者控除および配偶者特別控除について、控除額が逡減・消失する仕組みが設けられました。

この変更は平成30年分の所得から適用され、平成31年度の住民税から反映されます。

● 配偶者控除額の変更

納税義務者の合計所得金額（給与収入）	一般控除対象配偶者	老人控除対象配偶者（70歳以上）
900万円（1,120万円）以下	33万円	38万円
900万円超950万円（1,170万円）以下	22万円	26万円
950万円超1,000万円（1,220万円）以下	11万円	13万円
1,000万円（1,220万円）超	0	0

● 配偶者特別控除額の変更

		納税義務者の合計所得金額		
配偶者の合計所得金額	（参考） 配偶者の給与収入（円）	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超 85万円以下	1,030,001～ 1,500,000	33万円	22万円	11万円
85万円超 90万円以下	1,500,001～ 1,550,000	33万円	22万円	11万円
90万円超 95万円以下	1,550,001～ 1,600,000	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下	1,600,001～ 1,667,999	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	1,668,000～ 1,751,999	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	1,752,000～ 1,831,999	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	1,832,000～ 1,903,999	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	1,904,000～ 1,971,999	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	1,972,000～ 2,015,999	3万円	2万円	1万円
123万円超	2,016,000～	0	0	0

＊次に該当する場合は、配偶者特別控除を受けることができません。また夫婦間で互いに配偶者特別控除を受けることはできません。

- ①配偶者特別控除を受けようとする納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合
- ②配偶者が他の納税義務者の扶養親族とされている場合
- ③配偶者が青色事業専従者または白色事業専従者に該当する場合